

明治31~33年

## 昭和女大家政 浮須婦紗

目的 母性喪失現象の顕現化する現代において、母性の育成と女子教育の相関を再考し、あわせて、近代育児思想史としての研究を目的とする。

方法 女子教育を意識的、急進的に推進した明治中期に出版され、当時の代表誌として著名な『女学雑誌』を基礎的研究資料とし、第5報は、下田歌子・羽仁もと子等有識婦人の活動が始動した明治31年から、19世紀末、義和団鎮圧のための大量出兵を機に「極東の憲兵」の宿命を担って、軍事大國化の兆しが見え始める明治33年までを一区分として、当時の社会情勢、女子教育論を背景に、母性の啓蒙と育児観を考察した。

結果 ①明治31年代 — 次第に教を増す西欧先進国での留学婦女子が、帰朝後直にその才を公にするに至るが冷遇に苦しむが、女学界の振張の原動力であるとの評価も得られる。他方鉅毒は田野を荒廢し、栃木県下の産婦に乳汁分泌不能者が続出する。早くも家族病理に関する報告が見られ、女子教育の必要性が説かれる。

②明治32年代 — 婦人論が流行する中でその警告も教を増すが、婦女子の自主促進を目的とする実業教育が奨励され始める。他方当時増加し始めた児童研究が、児童を器具にして、一知半解の観察で独断する事の弊を指摘し、継続的研究の必要性が説かれる。

③明治33年代 — 加州ニ大学の实状の詳細な報告が米國通信によってもたらされ、国内においては、文部省の女子教育法訓令が発令され、高等女学校における定期試験の廢止及び、女性の生理的变化に伴う体操の制限など、母性保護的な扱いが見られるようになる。他方児童研究者に男性が多く、女性研究者の必要性が説かれ始める。